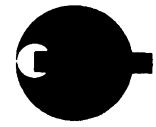


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



# 奈良県公報



平城遷都  
1300年  
記念事業

## 目次

ページ

○母体保護法に基づく講習の認定（健康増進課）	一
○土地改良区の役員の就任届（耕地課）	一
○右同	一
○右同	一
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（県民生活課）	二
○公共測量の終了の通知（用地対策課）	二
○開発行為に関する工事の完了（建築課）	二
○右同	三
○右同	三

## 告示

### 奈良県告示第六十号

母体保護法（昭和二十三年法律第五十六号）第十五条第二項の規定により、次の講習を認定した。

平成十九年五月七日

奈良県知事 荒井正吾

講習の名称	実施の場所
白鳳女子短期大学受胎調節実地指導員認定講習	北葛城郡王寺町葛下一丁目七番一七号

### 奈良県告示第六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、中府土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十九年五月七日

奈良県知事 荒井正吾

#### 一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 喜多 敏夫 天理市九条町二二四

〃 松岡 俊行 〃 二二二一

〃 田中 誠義 東井戸堂町二〇一

〃 田中 和義 九条町一九七一

〃 大封 哲 〃 二四一

〃 北中 テル子 〃 七〇

〃 畑中 光二 〃 九六

〃 畑中 英夫 〃 九七一

#### 二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 今井 義治 天理市九条町二二九

〃 大封 實 〃 六〇一三

〃 安井 義昌 〃 二二三一二

〃 今井 三好 〃 二一三〇

〃 東田 邦種 〃 一〇〇

〃 大封 隆 〃 八二

〃 喜多 敏夫 〃 二二四

〃 松岡 俊行 〃 二二二一

### 奈良県告示第六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大和郡山九条土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十九年五月七日

奈良県知事 荒井正吾

#### 一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 小中 松四郎 大和郡山市九条町六六六

〃 柳田 政紀 〃 一

〃 谷村 進 〃 三九〇一

〃 中田 敏次 〃 七〇〇

〃 稲田 晴紀 〃 六八〇

〃 石神 惠嗣 〃 六八一

〃 武田 納 〃 六七三

〃 森 一範 〃 二七

#### 二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 柳田 政紀 大和郡山市九条町一

〃 谷村 進 〃 三九〇一

〃 中田 敏次 〃 七〇〇

〃 稲田 晴紀 〃 六八〇

〃 石神 惠嗣 〃 六八一

〃 谷口 勝弘 〃 七〇三

〃 武田 納 〃 六七三

〃 森 一範 〃 二七

### 奈良県告示第六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、立野土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

た。

平成十九年五月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

- 理事 中尾 清實 生駒郡三郷町立野北一―二―一
- 〃 一谷 光男 〃 〃 北一―八―一四
- 〃 森 新藏 〃 〃 北一―二―一三〇
- 〃 大川 富美治 〃 〃 北一―二―九一八
- 〃 森村 桂三 〃 〃 北一―四―一五
- 監事 坂田 義信 〃 〃 北一―二―三九
- 〃 米田 喜代文 〃 〃 北一―七―五一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

- 理事 大川 富美治 生駒郡三郷町立野北一―二―九一八
- 〃 大浦 幹文 〃 〃 北一―六―一三七
- 〃 森 倍弘 〃 〃 北一―三―一二
- 〃 大東 規育 〃 〃 北一―六―一六
- 〃 谷川 雅洋 〃 〃 北一―八―一一
- 監事 笹川 雅裕 〃 〃 北一―四―二九
- 〃 大西 正基 〃 〃 北一―六―一四

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十九年五月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成十九年四月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域活動支援センターぷろほの  
三 代表者の氏名  
北村 勝一

四 主たる事務所の所在地

生駒市東松ヶ丘七番一五号

五 定款に記載された目的

この法人は、中途障がい(特に内部障害・難病)をお持ちの方々、尊厳や生きがいを持って地域社会で安心して暮らせるよう、関連機関や地域住民と連携をとりながら、その生活に対する援助事業を行うことにより、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

一 申請のあった年月日

平成十九年四月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人生活支援センターもちつもたれつ

三 代表者の氏名

石井 日出弘

四 主たる事務所の所在地

大和高田市内本町六の一八

五 定款に記載された目的

この法人は、奈良県中和地区において、高齢者・障害のある方がたが地域で自分らしく生活を続けていくために、地域住民や関係機関との綿密な連携による支援体制を構築することに関する事業を行い、もって地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

一 申請のあった年月日

平成十九年四月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人同和生活自立更正支援の会

三 代表者の氏名

柴田 弥生  
四 主たる事務所の所在地  
奈良市南京終町一丁目一八二番五号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者の生活困難者に対して、生活支援、安定のために住宅の確保や食事の確保及び仕事の情報提供に関する事業を行い、地域の社会福祉向上に寄与することを目的とする。

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において適用する同法第十四条第二項の規定により、大阪国税局長から次のとおり公共測量を終了した(こと)について通知がありました。

平成十九年五月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量(森林調査)

二 測量の地域 五條市、吉野郡吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村

三 測量の終了年月日 平成十九年三月二十日

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了した(こと)を次のとおり公告します。

平成十九年五月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成十八年九月二十日第七八八四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年四月二十五日第六六七四号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市川西町二五〇番地ノ五、二五二番地ノ二、二六九番地ノ四、二六九番地ノ五、二六九番地ノ六、二七二番地ノ一、二七二番地ノ三、二七二番地

ノ五、一七三番地ノ五及び一七四番地ノ八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府吹田市豊津町九番一号

株式会社ローソン 代表取締役 新浪剛

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に  
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成十九年五月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成十九年一月二十二日郡土第三四一四六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年四月十六日郡土第四一八号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年四月十六日郡土第二一九号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市有里町二五二番地ノ四、二五二番地ノ五、二五二番地ノ六、二五二番地ノ七、  
二五二番地ノ八及び二五二番地ノ九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市東生駒一丁目三番地

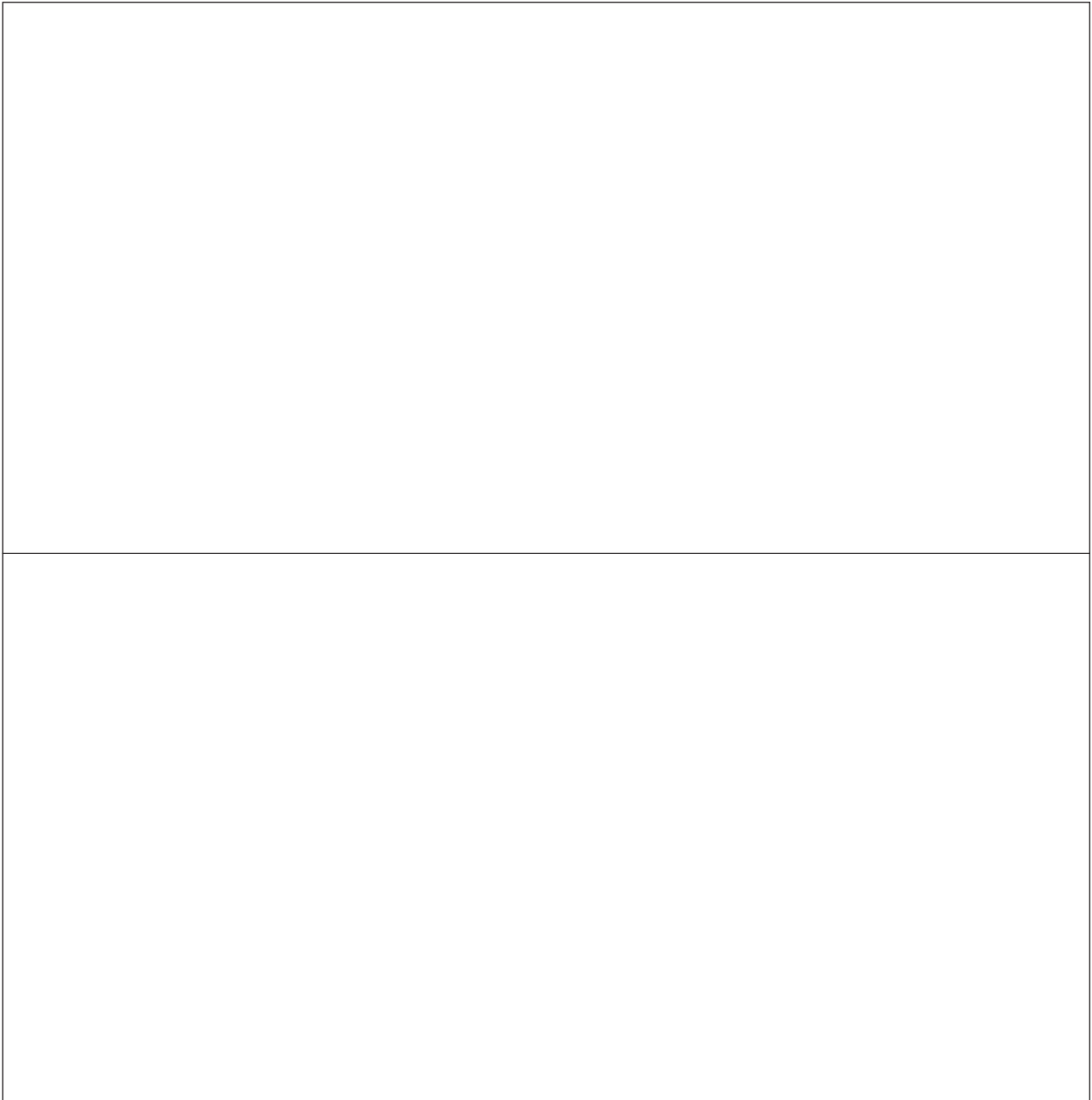
大陽興産株式会社 代表取締役 桑原富夫

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市有里町二五二番地ノ九

下水道 生駒市有里町二五二番地ノ九の一部

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)



発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二一三二一〇(代)

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二一三五七三(代)

本誌は再生紙を使用しています。